

一関労働基準監督署発表
令和8年3月26日(木)

【照会先】
一関労働基準監督署
監督・安衛課長 浅弘 一朗
電話 0191-23-4611

最低賃金法及び労働基準法違反容疑で書類送検

～岩手県最低賃金及び割増賃金を支払わなかった疑い～

一関労働基準監督署（署長 唐崎 勝）は、本日、法人及び同社元取締役を、最低賃金法及び労働基準法違反の疑いで盛岡地方検察庁一関支部に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者1名に対し、令和6年5月1日から同月31日までの賃金を所定支払日までに、岩手県最低賃金額以上の賃金を支払わず、また、労働者2名に対し、割増賃金を一部支払わなかったなどの疑い。

1 被疑者

(1) 有限会社ホテル芭蕉^{ばしょう}

所在地：岩手県一関市真柴

事業内容：旅館業

(2) 元取締役 A（以下「被疑者A」という。）

2 違反条文 ※「関連条文一覧」参照。

被疑者有限会社ホテル芭蕉、被疑者Aともに、

最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

労働基準法第37条第1項、第4項（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

同法第119条第1号（罰則）

同法第121条第1項（両罰規定）

3 被疑内容

被疑者Aは、被疑者有限会社ホテル芭蕉の労働者1名に対する令和6年5月1日から同月31日までの定期賃金を、所定支払日である令和6年6月10日に時間額800円で計算した賃金しか支払わず、もって、岩手県最低賃金額(令和5年10月4日から令和6年10月26日までは時間額893円)以上の賃金を支払わなかった疑いがあるものです。

また、被疑者Aは、有限会社ホテル芭蕉の労働者2名が令和6年5月1日から同月31日までの間に行った時間外労働及び深夜労働について、所定支払日である令和6年6月10日に法定の割増賃金を一部支払わなかった等の疑いがあるものです。

関連条文一覧

○最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）

第 4 条

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

（第 3 項、第 4 項省略）

第 40 条

第 4 条第 1 項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50 万円以下の罰金に処する。

第 42 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

○労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

第 24 条

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

- 2 賃金は、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第 89 条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

第 37 条

使用者が、第 33 条又は前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長し

て労働させた時間が1箇月について 60 時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(第2項、第3項省略)

4 使用者が、午後 10 時から午前 5 時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後 11 時から午前 6 時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 2 割 5 分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(第5項省略)

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

1 第3条、第4条、第7条、第16条、第17条、第18条第1項、第19条、第20条、第22条第4項、第32条、第34条、第35条、第36条第6項、第37条、第39条（第7項を除く。）、第61条、第62条、第64条の3から第67条まで、第72条、第75条から第77条まで、第79条、第80条、第94条第2項、第96条又は第104条第2項の規定に違反した者

(第2号～第4号省略)

第 121 条

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

(第2項省略)